

筑後市スポーツ協会規約

(名 称)

第1条 この会は、筑後市スポーツ協会（以下「本会」という。）といい、事務局を筑後市役所社会教育課に置く。

(目 的)

第2条 本会は、スポーツの振興と体育の向上、健康の維持増進をはかり、もって市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) スポーツの普及及び啓発
- (2) スポーツ指導者の研修及び養成
- (3) スポーツ行事の実施及び指導並びに協力
- (4) その他目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、市内に居住するもの、及び市内に勤務するもので、本会の目的に賛同するものをもって組織する。

(加盟団体)

第5条 本会は、次の加盟団体で構成する。なお、加盟団体に関する規程は、別に定める。

- (1) 専門競技部
- (2) スポーツ少年団
- (3) スポーツ推進委員会
- (4) レクリエーション協会
- (5) 総合型地域スポーツクラブ

(賛助会員)

第6条 本会の目的及び事業に賛同したものを賛助会員とする。なお、賛助会員に関する規程は、別に定める。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 3 名
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監 事 2 名

2 会長は、理事会において選出し、総会の承認を得なければならない。

- 3 副会長は、会長が委嘱する。
- 4 理事長は、会長が委嘱する。
- 5 理事及び運営委員は、各加盟団体より選出された者を会長が委嘱する。
- 6 監事は、理事会において選出する。
- 7 本会に顧問を置くことができる。
- 8 顧問は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(任 期)

第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(任 務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の命を受け、会務の執行にあたる。
- (4) 理事は、理事会を構成し、総会に附すべき事項、その他必要事項について審議する。
- (5) 運営委員は、各加盟団体の運営並びに本会の運営、その他必要事項について審議する。
- (6) 監事は、本会の会計事務局を監査する。

(職 員)

第10条 本会の事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 書記 若干名
- 2 事務局長及び職員は、会長が任命する。
 - 3 事務局長は、会長の命を受け、本会の事業の企画・立案にあたり、その事務を主管する。
 - 4 書記は、事務局長の指示を受け、本会の事務に従事する。

(会 議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
 - (2) 理 事 会
 - (3) 運営委員会
- 2 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
 - 3 総会は、第7条の役員をもって構成し、年1回開催し、事業計画、予算、決算、規約の改廃その他必要事項を審議決定する。
但し、必要に応じて、臨時に総会を開くことができる。
 - 4 理事会、運営委員会は、必要に応じて開催する。
 - 5 事務局職員は、会議に出席して、意見を述べるることができる。

(経 費)

第12条 本会の経費は、市よりの委託料、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(細 則)

第14条 本会の運営について必要な事項は、この規約に定めるものの他、別に会長が定める。

附則

この規約は、昭和44年5月20日より施行する。

附則

この規約は、昭和56年5月22日より施行する。

附則

この規約は、昭和60年5月25日より施行する。

附則

この規約は、昭和62年5月26日より施行する。

附則

この規約は、昭和63年6月15日より施行する。

附則

この規約は、平成3年5月20日より施行する。

附則

この規約は、平成15年5月23日より施行する。

附則

この規約は、平成19年5月24日より施行する。

附則

この規約は、平成22年6月3日より施行する。

附則

この規約は、平成24年5月24日より施行する。

附則

この規約は、平成25年6月6日より施行する。

附則

この規約は、平成28年6月7日より施行する。

附則

この規約は、令和5年5月30日より施行する。